

施設基準届出

基本診療料の施設基準

- ・地域一般入院料3
- ・療養病棟入院基本料1
- ・看護補助加算1(30対1)
- ・看護補助体制充実加算1
- ・療養病棟療養環境加算2
- ・経腸栄養管理加算
- ・医療安全対策加算2
- ・医療安全対策地域連携加算2
- ・患者サポート体制充実加算
- ・感染対策向上加算3
- ・サーベイランス強化加算
- ・医師事務作業補助体制加算2(75対1)
- ・後発医薬品使用体制加算1
- ・診療記録管理体制加算3
- ・入退院支援加算2
- ・病棟薬剤業務実施加算1
- ・データ提出加算

特掲診療料の施設基準

- ・ニコチン依存症管理料
- ・がん治療連携指導料
- ・薬剤管理指導料
- ・禁煙治療補助システム指導管理加算
- ・CT撮影及びMRI撮影
- ・脳血管疾患等リハビリテーションII
- ・運動器リハビリテーション料I
- ・呼吸器リハビリテーション料I
- ・二次骨折予防継続管理料3
- ・酸素の購入単価に関する届出

入院時食事療養費に係る基準

・入院時食事療養費（I）

当院では、特別管理加算の届出を行っており、管理栄養士または栄養士によって管理された食事を適時（夕食は午後6時以降）適温で提供しています。

入院時の食事療養費標準負担額（1日3食を限度）

適用区分	負担額（1食につき）
一般および現役並み所得者 （夫婦2人世帯で年収520万円以上）	490円
低所得者II （70歳以上の 市町村民税 非課税者）	過去12か月の入院 日数が90日まで 230円
	過去12か月の入院 日数が90日以上 180円 （91日目以降の入院から）
低所得I （70歳以上の市町村民税非課税 者で、所得が一定基準[年金収入 80万円以下等]に満たない方）	110円

赤羽病院

令和6年9月1日 現在